令和 4 年度第 1 回仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 会議録

- 2 会場 仙台市役所本庁舎2階第1委員会室
- **3 委員** 委員数 15 名 (出席委員 11 名 欠席委員 4 名)
 - (1) 出席委員 飯島典子委員、神谷哲司委員、川村美智委員、行場麻衣子委員、 佐藤哲也委員、佐藤富美子委員、重原達也委員、丹野由紀委員、 土倉相委員、平山乾悦委員、三浦正幸委員
 - (2) 欠席委員 髙橋香子委員、内藤梓委員、中嶋嘉津子委員、村田祐二委員
- 4 会議録署名委員 神谷哲司委員、行場麻衣子委員
- 5 議事
 - (1) 報告事項
 - ① 児童虐待の防止等に関する法律第13条の5による報告
 - ② 措置・里親審査部会及び保育所等認可審査部会の審議状況の報告
 - ③ 児童虐待死亡事例検証報告書の提言を踏まえた具体的な取り組みについて
 - ④ 児童館・児童クラブのあり方検討部会の設置について
 - (2) 協議事項
 - ① 令和4年度の審議スケジュールについて

議事要旨

- 1 開 会
- 2 子供未来局次長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 職員紹介
- 5 専門分科会長の選出

委員の互選により、佐藤哲也委員を専門分科会長に選出。

6 専門分科会副会長の指名

佐藤専門分科会長より、中嶋嘉津子委員を専門分科会副会長に指名。

- 7 議事
- (1) 報告事項
- ① 児童虐待の防止等に関する法律第 13 条の 5 による報告、② 措置・里親審査部会の審議状況 の報告

資料 1、資料 2-1 に基づき、相談指導課長が説明

- **飯島委員** 資料 1「1 児童虐待を受けた児童に行われた一時保護の実施状況」の参考※3 について、 資料 1「3 児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例」では「該当なし」となって いるが、入院とは、虐待と関係がない健康上の理由による入院を意味しているのか。
- **児童相談所長** 資料 1「3 児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例」は、死亡や障害が残るような重大な事例が対象となる。今回は該当する事例がなかったため、「該当なし」と報告させていただいた。
- **佐藤専門分科会長** 先ほど相談件数について、令和2年度から増え、令和3年度は1,733件と説明 があったが、同じ事案で複数回相談があった場合、どのようにカウントしているのか。
- **児童相談所長** 相談件数については、それぞれの事例ごととしており、複数回相談があった場合でも1件としている。ただ、対応が完了した後、再度相談を受けた場合は、別のものとしてカウントしている。
- **重原委員** 相談件数について、他都市と比較して仙台市の状況はどのようなものか。
- **相談指導課長** 正確な数字は把握していないが、聞くところによると他都市も相談件数は増えており、仙台市も他都市も同様の状況と認識している。
- **重原委員** 今後、他都市の状況について分かったことがあればお伝えいただきたい。
- **土倉委員** 措置・里親審査部会の中で虐待事例の詳細について説明を受けているので補足する。全国的に心理的虐待が増えており、仙台市も同様の状況である。虐待件数の増加は深刻な事ではあるが、一方で、市民全体が虐待に対して敏感になっており、世間の関心が高まっているという背景がある。
 - ② 保育所等認可審査部会の審議状況の報告

資料 2-2、資料 2-2 別紙に基づき、幼保企画課長が説明

(質疑応答) なし

③ 児童虐待死亡事例検証報告書の提言を踏まえた具体的な取り組みについて

措置・里親審査部会の土倉委員から、「児童虐待死亡事例検証報告書の提言を踏まえた具体的な取り組みについて」検証内容の概要を説明。その後、資料 3-1、資料 3-2、資料 3-3 に基づき、子育て安心担当課長が説明

(質疑応答)

- **三浦委員** 先ほど資料 1 「3 児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例」とは、死亡や障害が残る重大な事例が該当となると説明があり、その後、資料 3 で平成 30 年度から令和元年度の死亡事例の検証結果について説明を受けた。ということは、令和 2 年度には該当する事例はないという認識でよいか。
- 相談指導課長 令和2年度には、資料1「3児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待」 に該当する事例はない。
- **三浦委員** それでは、令和2年度と令和3年度は該当する事例がないため、当面は児童虐待死亡

事例として検証を行う事例はないという認識でよいか。

- **子育て安心担当課長** 措置・里親審査部会で検討を保留している事例があるため、今後措置・里 親審査部会の中で検証する可能性がある。
- **三浦委員** それでは、資料 1 「3 児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待」の事例に該当しない場合も、措置・里親審査部会で検証する場合があるということか。
- **遠藤次長** 仙台市では措置・里親審査部会で検証する事例というのは死亡事例を対象としている。令和2年度、令和3年度に該当する事例はないが、令和元年度までに該当する事例が4件あり、そのうち今回3件報告させていただいた。残りの1件は、措置・里親審査部会で検証が必要なのだが、別の行政機関が違う角度から検証を行っているため、そちらの結果を待ってから検証を開始する予定である。
- **土倉委員** 虐待で死亡に至る事例について、2年前の統計では、年間に60名を超えているとのこことであった。理由は様々考えられるが、この3件の事例をみると家庭が孤立し、地域との繋がりが希薄になってしまっていた。

先ほど虐待に対して地域が敏感になっていると話したが、今後は虐待にならないように地域が敏感になるにはどうしたらよいか考える必要がある。昔は地域の人が近所の子どもをみんな知っているなど、地域の中で繋がりがあったが、今はそういった繋がりがなくなってきている。そういった背景の中で、町内会や民生委員を介して何かできないか、また、そういった方々を介さないで地域の人たちの繋がりを育むにはどうしたらよいかを考えながら、措置・里親審査部会では事例の検証をしている。

- **遠藤次長** 土倉委員からお話しいただいた死亡に至る事例について補足する。統計上は無理心中 も児童虐待死となるため、児童虐待死の内、約半数が無理心中となっている。
- **佐藤専門分科会長** 今回の事例について、事例 1 は自宅、事例 2、3 は自宅マンションとなっているが、事例 1 の自宅は持ち家だったのか。

児童相談所長 事例1の自宅は、公営住宅である。

④ 児童館・児童クラブのあり方検討部会の設置について

「児童館・児童クラブのあり方検討部会の設置について」に基づき児童クラブ事業推進課長が 説明

(質疑応答) なし

- (2) 協議事項
- ① 令和4年度の審議スケジュールについて資料4に基づき、総務課長が説明

(質疑応答)

全委員 (異議なし)

佐藤専門分科会長 それでは、令和4年度の審議スケジュールについては、事務局案通り進めて まいりたい。最後にこれまでご説明いただいた事項以外について何かあるか。 なければ、以上で本日の議事を終了する。

8 閉 会

以上